

庁議の概要

開催日：H17.5.23

◎項目

- 1 国民保護法について【危機管理担当】
- 2 愛媛・高知交流会議の概要について【企画振興部】
- 3 その他

◎内容

1 国民保護法について【危機管理担当】

危機管理担当理事から、国民保護法についての概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・平成10年から13年にかけて、北朝鮮によるミサイル発射や工作船事件、米同時テロの発生などが相次ぎ、国民に大きな不安感があり、新たな危機への対応の必要性が出てきた。
- ・平成15年に「武力攻撃事態対処法」など有事関連3法が成立。附帯決議として、1年以内に国民の保護のための法制の整備を行うこととされた。
- ・平成16年6月に「国民保護法」など有事関連7法が成立し、自衛隊法でカバーできていなかった有事の定義 武力攻撃等への対処の法手続 国民保護の観点 が盛り込まれた。
- ・「国民保護法」が適用されるのは、「武力攻撃事態（武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）」と、「緊急処理事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）」である。
- ・「武力攻撃事態」としては、地上部隊が上陸する攻撃 ゲリラ・特殊部隊による攻撃 弾道ミサイルによる攻撃 航空機による攻撃 を、「緊急処理事態」としては、危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力発電施設等の破壊等） 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（ターミナル駅等の爆破等） 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡散等） 破壊手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態（航空機等による自爆テロ等）を想定している。
- ・「国民保護法」は195条からなり、国民が受ける武力攻撃災害への対処について規定している。
- ・基本的な構成は、総則、避難に関する措置、救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民生活の安全に関する措置、その他 となっている。
- ・平成17年3月に、国が「国民の保護に関する基本指針」を策定。それを受けて、17年度中に、各省庁と都道府県が「国民の保護に関する計画」、指定公共機関が「国民の保護に関する業務計画」を、18年度中に、市町村が「国民の保護に関する計画」、指定地方公共機関が「国民の保護に関する業務計画」をそれぞれ策定することになっている。
- ・総則に規定されている「指定公共機関の自主性の尊重」に関連して、本日、県内民放4社が「報道の自由」に関する申し入れを県に対して行う予定である。
- ・国民の保護のための各機関等の主な役割は以下のとおり。
 - 国・…………… 警報の発令、都道府県に対する情報の提供、避難措置の指示、救援の指示・支援等。
また、放射性物質等汚染への対処、原子炉等による被害の防止、危険物資等に関する危険の防止、生活関連等施設の安全確保、感染症等への対処、生活関連物資等の価格の安定等。
 - 都道府県・住民に対する避難の指示、救援、市町村に対する緊急通報の発令、消防に係る武力攻撃・災害の防御の指示等。また、応急措置、警戒区域の設定、生活関連等施設の安全確保、

交通の規制、保健衛生の確保等。

市 町 村・避難住民の誘導。また、応急措置、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理等。

指定公共機関・指定地方公共機関

・放送事業者による警報等の放送、日本赤十字社による救援への協力、運送事業者による避難住民及び緊急物資の運送等、また、電気事業者・ガス事業者による安定的な供給等。

国 民・避難住民の誘導・救援、避難に関する訓練への参加や、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等や保健衛生の確保への協力。

- ・「国民保護法」により、県として実施しなければならない業務に関する体制整備のために、「高知県国民保護対策本部及び高知県緊急対処事態対策本部条例」及び「高知県国民保護協議会条例」が平成 17 年 3 月 29 日に公布、施行された。
- ・「国民保護対策本部」は、武力攻撃等の災害に際し、国の指定によりその都度設置する。その構成については、風水害時に設置される災害対策本部と同じ構成（＝監査事務局長を除く庁議メンバー）を考えている。
- ・「国民保護協議会」は、県の「国民の保護に関する計画」などの重要事項を審議していただく。構成員及び幹事は、防災会議メンバーとほぼ同じであるが、航空・海上自衛隊、税関、航空フェリー各社、有識者に加わってもらう予定である。
- ・今後のスケジュールについては、5 月 30 日に協議会を発足させ、計画作成に入っていく。その後、協議会、幹事会を重ね、また、県民に向けた講演会やパブリックコメントを実施し、平成 18 年 1 月には計画案を提示、国への協議を行った上で、6 月議会へ報告したい。その間、企画会議等を通じて関係部局とも協議を行っていきたい。県民のみなさんの見えるところで作り、県民のみなさんにもアピールしていきたいと思っているので、協力をお願いしたい。

【主な意見】

- ・県内民放 4 社が申し入れに来られるとのことだが、どういう趣旨か。
「国民保護法」にも、報道の自由については規定されているものの、報道機関からも常に申し入れを行っていかないと自由が侵される危険性があるから、という趣旨である。
- ・「武力攻撃事態」として 4 つ、「緊急対処事態」として 4 つ想定されているが、高知県ではどの事態が起こると想定されているのか。
「武力攻撃事態」「緊急対処事態」ともに、いつどこで起こるか想定できないことを前提としている。ただし、本県の場合、地上部隊が上陸する攻撃の可能性は低いと思われる。
- ・平成 18 年度には、市町村及び指定地方公共機関が計画を策定しなければならないが、規模の小さな市町村や企業に対する指導はいつからどのように行うのか。企画振興部の方からも策定に向けての心構えやアドバイスを行うことが必要か。
平成 17 年度中に策定する県計画を受けての手続きになるため、18 年度当初から準備すればよいと考えている。市町村及び指定地方公共機関に対しては計画のモデルを示すので、その中から必要な部分を取り出して定めることになる。
- ・「国民保護協議会」の県のメンバーは。
県からは、知事、教育長、県警本部長、危機管理担当理事、他に市長会長、町村会長もメンバーになっている。
- ・「国民保護対策本部」の動員や配備は、「災害対策本部」と同様か。
基本的には「災害対策本部」とできるだけかわらないようにしたいと考えており、事務局として協議会に提案していく。ただし、原子力発電所等に対しては別の対応が必要になってくるだろう。
- ・昨日行われた「愛媛・高知交流会議」で、愛媛県知事から、四国で災害が起きた場合、一番被害の大きな県へ他の県から職員等を派遣することになるだろうが、その場合、受け入れた県の知事が他県の職員に対しても指揮命令系統を持てるような仕組みを考えてはどうかという意見が出された。「国民保護法」でも県を超えて避難することが想定されているが、各県がバラバラに計画を策定することでよいのか。

4 県連携は自由にできるのか。

4 県連携は、全体の枠組みを外さない限り自由にできる。他県との連携については、協定を締結することになっている。

- ・都道府県の側から見た場合の都道府県と自衛隊の関係（指揮命令系統等）は、「災害対策法」の考え方と同じか。

当初の政府原案では、自衛隊は武力攻撃の排除に徹し、後方は、警察と消防が担うという考え方であったが、修正された。都道府県側から見た関係は、「災害対策法」と同じ。

- ・「武力攻撃事態」、「緊急処理事態」は国が認定し、それに基づき各団体が対応を行うことになるだろうが、国が認定する前段の事態にはどう対処するのか。

法の中に、「武力攻撃予測事態」として、その対応が規定されている。また、知事の判断で動けるようになっている。

- ・「国民の保護」とは、自然人の生命を保護するのみか、法人の生産活動の保護も含むのか。
自然人の生命の保護を目的としている。法人は自然人の生命を保護する側に回ることになる。
- ・「緊急処理事態」には、国内の団体が起こしたものも含まれるのか。
含まれる。

- ・「災害対策本部」、「危機管理本部」、「国民保護本部」の3つで危機事象に対応することになるが、判断が難しい場合は、まず法に基づかない「危機管理本部」を立ち上げ、その後、他の本部へ移行するというスタイルになると思う。

2 愛媛・高知交流会議の概要について【企画振興部】

企画振興部長から、5月19日に高知市で開催された「愛媛・高知交流会議」の概要について説明があった。

【説明概要】

- ・意見交換の内容としては、

18年度NHK大河ドラマ「功名が辻」のPR 松山・上海線を活用した国際交流の促進 四国西南地域での連携、グリーン・ツーリズムの取り組み、野菜・果実の消費拡大について 災害時における4県連携について 資源循環型社会の構築について 三位一体改革の対応 8の字ネットワークの早期整備 SLの復活・運行 四国アイランドリーグ 等であった。

3 その他

- ・庁内全面禁煙について

総務部長から、先週、安全衛生委員会を開催した結果について報告があった、（庁内全面禁煙の実施は了承とならず、今後を持ち越された。）